

【アルバイト制限職種】

● 危険を伴うもの

- ・プレス、ボール盤、断裁機など自動機械の操作
- ・高電圧、危険物の取り扱い
- ・自動車の運転（単車を含む）
（ただし、年末年始の年賀状配達に限り、単車で行うことを許可する）
- ・線路内の交通のひんぱんな路上での作業（測量、交通整理）
- ・建設中の現場作業、建物の倒壊作業
- ・二階以上の高所での野外作業（ガラス磨きなど）
- ・特に重量物の自転車配達
- ・警備員、宿日直

● 人体に有害なもの

- ・農薬、劇薬など有害な薬物の取り扱い（メッキ作業）
- ・特に高温度の作業（熱処理作業等）

● 教育的に好ましくないもの

- ・無許可の場所、または内容的に問題のあるポスター貼り、チラシ配布等
- ・サンドイッチマン、外交販売、勧誘、集金を専門なるもの
- ・バー、スナック、マージャン、パチンコ、屋台、露天など風俗営業や飲酒なる所のアルバイト（飲食業を含む）
- ・競馬、競輪場などギャンブル場内での現場の作業
- ・席順取り
- ・宿泊を必要とするアルバイト（休暇中はこの限りではない）
- ・選挙関係（応援弁士を含む）

問合せ先

熊本市西区池田4-22-1

崇城大学 学生厚生課

電話：096-326-3408

FAX：096-326-5105